

topics

01 高校生通学費を補助します!!

 ぼろろ生涯学習課
 学校教育G

子どもの教育に係る経済的負担を軽減するため、高校生の通学費を一部補助しています。忘れずに申請してください。

- 対象者 南幌町に住所を有し、自宅から高校に通学する生徒の保護者（町税等の滞納がないこと）
- 補助額 公共交通機関の定期購入額の2分の1（月額上限1万円）
（公共交通機関にはバス事業者が営む有償スクールバスを含みます。）
- 申請方法 申請書に、学生証・通学定期券のコピーをつけて、定期券の有効期間内または購入日から3ヵ月以内に教育委員会へ提出してください。申請書は教育委員会にあります。※町ホームページからもダウンロードできます。（<http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/kurasi/gakkou/tugakuhi/>）
- 注意事項
 - ・通学定期券を更新する前にコピーを取っておいてください。（更新時に古い定期券が回収されるため）
 - ・南幌高校への通学については、スクールバスの運行体制の範囲内で乗車が可能です。（届出必要）
- お問い合わせ 教育委員会生涯学習課学校教育G（☎378～6620）

topics

02 就学援助費の申請について

 ぼろろ生涯学習課
 学校教育G

就学援助とは、子どもを公立小中学校に通学させるうえで、経済的理由によりお困りの町内在住の保護者の方に、学用品費・給食費・修学旅行費等必要な学費の一部を町で援助する制度です。

4月上旬に学校より保護者の方に申請書をお渡ししますので、就学援助を希望する場合は、申請書を教育委員会まで提出してください。

なお、認定・否認定の通知は所得等の調査があることから6月下旬頃に送付する予定です。その際、認定者に対しての就学援助費の支給は4月分にさかのぼって支給します。

- 提出期限 4月28日(木)
- 申込・お問い合わせ 教育委員会生涯学習課学校教育G（☎378～6620）

topics

03 なんぼろ温泉ハート&ハート無料入浴券交付

 産業振興課
 商工観光G

なんぼろ温泉を利用される町民の方に、日帰り温泉の無料入浴券を交付します。希望される方は、役場2階産業振興課商工観光G窓口までお越しください。

なお、4月1日(金)から8日(金)の期間は役場1階ロビーにて交付します。(土・日曜日除く)

- 交付申請
 - ・申請書に入浴券を利用される方（ご家族）の住所、氏名、生年月日の記入
 - ・小学生以上の方を対象に1人1枚（3回分）を交付します。
 - ・代理申請の場合は、申請される方の印鑑をご持参ください
- 交付期間 4月1日(金)～平成29年3月31日(金) ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

topics

04 特殊詐欺防止ステッカーを配布します!

 南幌町生活安全推進協議会
 (住民課環境交通G)

近年、電話で役所や税務署など公的機関の名前を出して信用させ、「お金が戻ってきます」「還付金を振り込んだので確認してください」などと、言葉巧みにATMへ誘導し、操作を指示して気付かぬうちに自分の口座から詐欺グループの口座へとお金を振り込ませる特殊詐欺の被害が後を絶ちません。

また、本町でも今年の2月に電話による特殊詐欺被害が発生しました。

そこで、当協議会で『特殊詐欺防止ステッカー』を作成し、全ご家庭に広報4月号の折り込みで配布しますので、ご自宅の電話機に設置する等ご活用ください。



後期高齢者医療の保険料は、2年ごとに保険料率が見直されます。平成28・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

| 区分 | 平成26・27年度年額 | 平成28・29年度年額 | 前年度比 |
|--------------------|-------------|-------------|-----------|
| 均等割（被保険者が等しく負担） | 51,472円 | 49,809円 | 1,663円減 |
| 所得割（被保険者の所得に応じて負担） | 10.52% | 10.51% | 0.01ポイント減 |
| 賦課限度額（1年間の保険料の上限額） | 57万円 | 57万円 | 変更なし |

■平成28年度の保険料の計算方法

保険料は、全ての被保険者の方にかかります。保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、本人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

| | | | | |
|------------------------------------|---|---|---|---|
| 均等割 【1人あたりの額】 49,809円 | + | 所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成27年所得－33万円) × 10.51% | = | 1年間の保険料 (100円未満切捨て) 《上限額：57万円》 |
|------------------------------------|---|---|---|---|

※この保険料率に基づく平成28年度の保険料額は、現金（または口座振替）で納付の方は7月に、年金からの天引きの方は10月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

なお、年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■保険料の軽減

- 均等割の軽減：所得に応じて、均等割49,809円が以下のとおり軽減となります
平成28年度より2割・5割軽減の範囲が拡大されます。

| 所得が次の金額以下の世帯 | 軽減割合 | 平成28・29年度均等割額 | 前年度比 |
|--|--------|---------------|----------|
| 33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下) | 9割軽減 | 4,980円 | 約200円減 |
| 33万円 | 8.5割軽減 | 7,471円 | 約300円減 |
| 33万円＋(26万5千円×世帯の被保険者数) | 5割軽減 | 24,904円 | 約800円減 |
| 33万円＋(48万円×世帯の被保険者数) | 2割軽減 | 39,847円 | 約1,300円減 |

※軽減は、世帯の被保険者全員と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

- 所得割の軽減：被保険者個人の所得で判定します
前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。
- 被用者保険の被扶養者だった方の軽減：この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減になります。

被用者保険とは…

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

広告

生活に密着した地元紙

北海道新聞 道新スポーツ

日本経済新聞 朝日・日刊スポーツ

朝刊配達スタッフ募集

- ・職種 朝刊配達
- ・年齢 高校生以上
- ・休日 週1回
- ・給与 月28,000円～80,000円
(配達区域によって変動あり)



北海道新聞松田販売所 ☎378-2755 FAX378-3310

平成28年度の粗大ごみの収集が4月より始まります。粗大ごみは、指定袋に入らない大きさのものが対象となります。詳しくは、広報3月号に折り込みました「平成28年度保存版 ごみの分け方・出し方のしおり」をご確認いただき、収集日当日の朝8時30分までに指定のごみステーションに出しましょう。

■粗大ごみの多い間違い

- スキー靴・小型のコンロ・カセットデッキ・掃除機・かさなど、不燃ごみ用指定袋（青色袋）に入る大きさのものは収集されません。通常の収集日に袋に入れて出してください。
- 粗大ごみは、箱、ダンボール、ビニール袋などに入れたものは収集できませんので、そのままの状態を出してください。
- 野菜の茎、草花の茎をひもでしばったものは、粗大ごみで収集できませんので、可燃ごみ用指定袋（赤色袋）に入る大きさに切って、可燃ごみ用指定袋に入れて出してください。

■収集できないごみ

- 車輛部品（バンパー、タイヤ、バッテリー等）、消火器、ドラム缶、スプリング入りマットレス、コンクリート、ブロックは収集されません。
- 家電製品（テレビ・洗濯機・冷蔵（凍）庫・エアコン）、パソコンは収集できません。家電リサイクル法に基づき適正に処理してください。

※残されたごみは、出した方が責任を持って持ち帰りましょう！！

■収集日程（11月が最後となります）

| 収集地区 | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 |
|--|--------------|--------------|-------------|--------------|---------------|
| 6区の一部（市街地域） 7区の一部（市街地域） 14区・15区・西町 | 4月11日 （月） | 5月9日 （月） | 8月1日 （月） | 10月3日 （月） | 11月7日 （月） |
| 北町・中央（旧HKハイム） 緑町・東町・美園 | 4月12日 （火） | 5月10日 （火） | 8月2日 （火） | 10月4日 （火） | 11月8日 （火） |
| 三重・青葉・中樹林 6区の一部（市街地域を除く） 7区の一部（市街地域を除く） 8区～13区、稲穂 晩翠工業団地居住地区 | 4月15日 （金） | 5月13日 （金） | 8月5日 （金） | 10月7日 （金） | 11月11日 （金） |

■お問い合わせ 住民課環境交通Gまたは南空知公衆衛生組合（☎0123～88～3900）

■漏水調査

有収率向上の施策として、隠れた水漏れを見つけるために漏水調査を実施します。漏水調査には企業団が委託した専門調査員（腕章と写真付身分証明書を携帯）が敷地内に立ち入らせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。この調査は企業団の費用で実施していますので調査費用及び水道メーターまでの漏水修理費を請求することはありません。

- 道路内に布設されている水道管及び宅地内にある水道メーターまでの水道管を「音聴棒」という長い棒を使い、地下の水道管で漏水がないかを聞き分けます。
- 企業団が委託した調査員は、必ず「長幌上水道企業団」と記名された腕章をし、企業団で発行した写真付き身分証明書を携帯していますので、不審と思われた場合は、掲示をお求めください。

■実施期間：4月～10月

■水道メーターの取替え

水道メーターの有効期限は法律で8年と定められ、期限の来るメーターは無償で取替えます。長幌上水道企業団及び企業団から委託された業者が、対象のお宅に連絡のうえ作業を行います。作業中に一時断水するなど、ご不便をおかけしますがご協力をお願いします。

■実施期間：5月～12月

住宅リフォーム助成金事業の受付を開始します。事業概要は広報3月号又は町ホームページをご覧ください。

なお、町資格登録事業者名簿は町のホームページに掲載しています。

- 受付期間 4月4日(月)から4月28日(木) ※土・日曜日、祝日を除く
受付順については、抽選により決定します。
- 受付場所 都市整備課窓口⑥番
- 受付時間 8時30分から17時まで
- ※申込様式は、町のホームページよりダウンロードできます。
- 申込・お問い合わせ 都市整備課都市施設G

町では、電話や訪問等によるリフォームの委託・勧誘は一切行いません。不審な勧誘等にはご注意ください。

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について医療費の自己負担の一部を助成する制度です。この制度では、自己負担は原則として1割となり、世帯の所得に応じて負担限度額が設定されています。(一定の所得を超える方は対象外となります。) 制度を利用できる医療機関や対象となる障がい、疾患が決められていますので、詳しくはお問い合わせください。

| | | |
|-------|------|--|
| 対象障がい | | 肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、内部障がい など |
| 対象者 | 育成医療 | 18歳未満で体に障がいや病気があり、治療を行わないと将来において体に障がいが残ると認められる児童 |
| | 更生医療 | 身体障がい者手帳をお持ちの18歳以上の方で、手術等の治療により障がいの除去・軽減などの治療効果が確実に期待できる場合 |

- お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG (☎378~5888)

里親とは、親の病気や離婚などさまざまな事情によって家庭で生活することができないお子さんを、自分の家庭に迎え入れ、愛情とまごころをこめて養育してくださる方のことです。里親には、次のような種別があります。

- 養育里親：保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を、一時的または継続的にその家庭内に預かり養育する里親。(養育里親研修を修了した方)
- 専門里親：要保護児童のうち、児童虐待などの行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行等の問題を有する児童及び身体などに障がいのある児童を養育する里親。(養育里親のうち、一定の資格要件を有し、専門里親研修を修了した方)
- 養子縁組希望里親：養子縁組によって養親になることを希望する里親。
- 親族里親：要保護児童の両親その他児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院などの状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない児童を養育する里親。(要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族の方)

里親制度について、もっと詳しく知りたい方、里親を希望される方は、岩見沢児童相談所 (☎0126~22~1119) または保健福祉課福祉障がいG (☎378~5888) にご連絡ください。

topics

11 確認じゃ！高齢者向け給付金

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

高齢者向け臨時福祉給付金は、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援及び平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者を対象に実施します。

- 支給対象者 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方
- 支給額 1人につき 30,000円（支給は1回）
- 申請方法
 - ・臨時福祉給付金を受け取るためには、平成27年1月1日時点で住民票がある市町村へ申請が必要です。
 - ・申請書は、4月中旬に対象となる可能性がある方に発送する予定です。
 - ・申請書が届いた方でも、給付金の対象とならない場合があります。
 - ・申請書は、住民票上の住所に郵送します。引っ越し等で申請書が届かなかった場合や申請書を紛失した場合は、お問い合わせください。
- 申請期間 4月15日(金)～7月15日(金) 8時30分～17時 ※土・日曜日、祝日を除く
- ご持参いただくもの

- ・申請書
- ・印鑑
- ・対象と思われる世帯全員の本人確認書類の写し（保険証・免許証等）
※代理で申請される方は、代理人の本人確認書類の写し
- ・通帳の写し
（金融機関及び支店名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかるもの）

申請じゃ！



確認じゃ！

- 給付を装った詐欺にご注意ください！
南幌町がATM（現金自動預払機）の操作をお願いしたり、給付金を支給するために手数料を求めることは絶対にありません。
また、ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG（☎378～5888）

topics

12 町立南幌病院では看護師を募集します

町立南幌病院
☎378～2111

- 職 種 正看護師 2名
- 資 格 看護師免許を有し、経験年数2年以上の方
- 年 齢 50歳位まで
- 採用予定日 随時（協議のうえ）
- 勤務形態 2交代制 日勤：8時30分～17時15分
夜勤：16時45分～翌日9時（月4～5回）
- 給 与 南幌町職員の給与に関する条例等による
- 応募締切 随時、履歴書と看護師免許証（写）を提出
- 選考方法 書類審査、面接

広告

メナード化粧品 なんほろ

メイク講座 ～春メイク編～

日時 4月27日(水) 10時～12時
定員 5名
参加費 500円(税込・スイーツ&ドリンクつき)
場所 喫茶ぷあねさじっと
(南幌町栄町1丁目2-7)
予約 ☎281-8221 (担当: 庄司)

主催/メナード化粧品道央販社 (札幌市中央区南1条西7丁目メナードビル)

topics

13 南幌墓地の貸し出しについて

住民課
環境交通 G

■ 場所

南幌墓地（元町4丁目4番）

■ 使用許可要件

- ・南幌町内に継続して3年以上住所を有している世帯主の方
- ・町税の滞納等により「南幌町サービス制限条例」の制限対象者となっていない方

■ 使用料及び管理料

| 面積 | 使用料 | 管理料 | 計 |
|-----------------------|----------|---------|----------|
| 【大】 9.72㎡ (2.7m×3.6m) | 205,000円 | 30,000円 | 235,000円 |
| 【小】 4.00㎡ (2.0m×2.0m) | 84,000円 | 30,000円 | 114,000円 |

詳細については住民課環境交通Gまでお問い合わせください。

※使用料・管理料は、使用許可を受けるときにのみ納めることとなります。

※納骨・改葬・名義変更や墓碑建立についても所定の手続きが必要となりますので、その都度お問い合わせください。

topics

14 ご存知ですか？健康保険の任意継続制度

住民課
医療介護 G

会社を退職した場合、健康保険の手続きは2通りあるのをご存知ですか？退職を予定されている方は、保険税や手続きの方法などお気軽にお問い合わせください。

■ お勤め先での健康保険を継続する場合（任意継続制度）

保険料は標準報酬月額（給料額）により決定

■ 市町村の国民健康保険に加入する場合

保険税は前年度の所得、加入人数等により決定

※退職後すぐに市町村国保に加入された場合、お勤め中の所得が保険税に反映されるため、任意継続制度を利用された方が、ご負担が少ないケースが多いようです。

～ご注意ください！～

任意継続制度には手続きの期限があります。（全国健康保険協会の場合は退職後20日以内）

期限を過ぎると手続きができなくなりますのでご注意ください。また国民健康保険組合など任意継続制度のない健康保険もありますので、詳細についてはお勤め先にお問い合わせください。

topics

15 倒産等により離職された方は国民健康保険税が軽減されます

住民課
医療介護 G

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方を対象に国民健康保険税が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。

■ 対象者

離職日現在65歳未満で、離職の翌日から次の失業給付を受ける方

- ・雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者
（雇用保険受給資格者証の離職理由が11・12・21・22・23・31・32・33・34の方）

■ 軽減額

国民健康保険税は前年度の所得などにより算定されます。前年度の給与所得を30/100とみなして算定することにより保険税が軽減されます。

■ 軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

■ 手続きに必要なもの

雇用保険受給資格者証・被保険者証・個人番号通知カードか個人番号カード・印鑑